

◎公職選挙法の一部を改正する法律案新旧対照表  
 ○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（議員の定数）            第四条〔略〕            2 参議院議員の定数は二百四十二人とし、そのうち、<u>九十四人</u>を比            例代表選出議員、<u>百四十八人</u>を選挙区選出議員とする。            3 〔略〕</p> <p>別表第三（第十四条関係）            選挙区</p> <p>北海道 六人            青森県 二人            岩手県 二人            宮城県 二人            秋田県 二人            山形県 二人            福島県 二人            茨城県 四人            栃木県 二人            群馬県 二人</p> <p>議員数</p>	<p>（議員の定数）            第四条〔略〕            2 参議院議員の定数は二百四十二人とし、そのうち、<u>九十六人</u>を比            例代表選出議員、<u>百四十六人</u>を選挙区選出議員とする。            3 〔略〕</p> <p>別表第三（第十四条関係）            選挙区</p> <p>北海道 六人            青森県 二人            岩手県 二人            宮城県 二人            秋田県 二人            山形県 二人            福島県 二人            茨城県 四人            栃木県 二人            群馬県 二人</p> <p>議員数</p>

埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県及び島根県	岡山県	広島県
-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	----------	-----	-----

八人	六人	十二人	八人	二人	二人	二人	二人	二人	二人	二人	四人	八人	二人	二人	四人	八人	六人	二人	二人	二人	二人	四人
----	----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県及び島根県	岡山県	広島県
-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	----------	-----	-----

六人	六人	十二人	八人	二人	二人	二人	二人	二人	二人	二人	四人	八人	二人	二人	四人	八人	六人	二人	二人	二人	二人	四人
----	----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

